

# 豊島区緑化計画指針

平成 15 年 12 月 15 日

平成 18 年 2 月 10 日改正

平成 23 年 4 月 1 日改正

## (目的)

第1条 この指針は、豊島区みどりの条例施行規則（平成 15 年豊島区規則第 41 号。以下「規則」という。）第 16 条の規定に基づき、緑化基準による緑化を算出するにあたり必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この指針において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) **緑化** 敷地内の地上や建築物の屋上、ベランダ、壁面等に土壌、その他の植物の植栽及び生育に必要な基盤（以下「植栽基盤」という。）により、樹木、芝、草花等を植栽し、生育させることをいう。

### (2) 緑地

**ア 地上部の緑地** 縁石等で区画され、樹木の枝、葉により覆われている土地（人工地盤含む。）をいう。コンクリート、アスファルト等の舗装または工作物等が設置されている部分でも、樹木の樹冠（枝、葉）により覆われている部分は、緑地として取り扱うことができる。（樹木と一体となって植栽された地被植物等も含む。）ただし、窓先空地で樹木がない地被植物のみの植栽地、運動広場等の芝地等は、「地上部の緑地」として見なさない。

**イ 建築物上の緑地** 建築物上とは、屋上、壁面、ベランダ等の平面、立面の部分を行い、その部分に樹木のほか、芝、多年草等を植栽した植栽基盤を建築物上の緑地という。なお、建築物内（室内）の緑地は、「建築物上の緑地」とは見なさない。

(3) **接道部、接道部長さ、接道部緑化長さ** 接道部とは、敷地のうち道路（公道、私道の別を問わず通常一般の通行の用に供されている道、通路等）に接する部分をいう。接道部長さとは、接道部の延長をいう。ただし、敷地内外で相当の高低差がある場合は、その部分の長さを接道部長さから除くことができる。接道部緑化長さとは、緑地が存在する接道部長さをいう。

(4) **接道部緑化率** 接道部長さのうち、緑化されている接道部長さ（ベランダ及び壁面を緑化した場合を含む。）が占める割合をいう。

(5) **高木** 植栽時に高さが 2 メートル以上であり、成木時に 3 メートル以上になる樹木をいう。

(6) **中木** 植栽時に高さが 1.2 メートル以上であり、成木時に 2 メートル以上にな

る樹木をいう。

- (7) **低木** 中高木以外の樹木で、植栽時に高さが 0.3メートル以上である樹木をいう。
- (8) **既存樹木** 既存樹木とは緑化計画書提出時に当該計画敷地内に存する樹木で、緑化完了時においても、敷地内に存する樹木（移植した樹木を含む。）をいう。
- (9) **屋上及び屋上の面積** 屋上とは、建築物の屋上部分で人の出入り及び利用可能な部分をいう。「人の出入り及び利用可能」とは、エレベーター、階段、平面フロアなどにより人が行き来できること、転落防止柵で囲うなど安全な形状であることをいう。屋上の面積とは、この屋上の屋根部分の面積のうち、ソーラーパネル、空調等のビルの管理に必要な設備の設置面積を除いたものをいう。屋上の屋根部分が、ルーフバルコニー、ルーフテラス等（天空となる部分のみ）の個人専用の場合でも屋上の面積に入れる。屋上駐車場の場合は、車の傾斜車路部分を除いた部分を屋上の面積に入れる。
- (10) **ベランダ等** 建築物の側面で外部に突出した構造をもち、室内と連続して出入り可能な部分をいう（バルコニー・テラス等を含む。）。
- (11) **壁面** 建築物の外壁面部分で地上面に対してほぼ垂直に設置された側面をいう。（壁面の構造及びガラス、グリル等の有無は問わない。）
- (12) **樹冠及び樹冠投影面積** 樹冠とは、樹木の枝葉の広がりを用いる。樹冠投影面積とは、地表に樹冠を真上から投影した面積をいう。

（緑化基準を満たす緑化面積等の算出及び接道部緑化の長さ）

第3条 緑化面積等の算出及び規則別表 3 に規定する緑化基準を満たす接道部緑化の長さ等の算出は次のとおりとする。

#### (1) 緑化面積の算出

緑化面積は、次の各号に掲げる項目ごとにそれぞれ算出した緑化面積を合算したものとす。ただし、樹冠が重複する部分についてはいずれか一方の面積とする。

##### ア 地上部の緑化面積

- (ア) 樹木を主体とする緑地帯 縁石等で区画された植栽基盤の面積。ただし、植栽基盤からはみ出た樹冠の部分や樹木と一体をなす樹木以外の植物や池の面積を含めることができる。
- (イ) 生け垣 生け垣の幅に長さを乗じた植栽基盤の面積。ただし、生け垣の幅は 0.6メートルとして算出することができる。
- (ウ) 単独木 実際の樹冠投影面積を緑化面積とする。ただし、高木は 1 本当たり 3 平方メートルを植栽基盤の面積とすることができる。また、植栽時の樹高が 3メートルを超えるものについては、その高さの 7 割を直径とする円の面積を樹冠投影面積として算出できる。
- (エ) 既存樹木 既存樹木（敷地内で移植計画のある樹木も含む。）については、アからウにより算出した面積を緑化面積とすることができる。ただし、高さが 5メ

ー トル以上の高木について、単独木で計算する場合は、その高さを直径とする円を樹冠投影面積として算出できる。（移植等の伴う剪定により高さが変わった場合も、剪定前の高さが確認できれば、その高さを直径とする円の面積を樹冠投影面積として算出できる。）

イ **建築物上の緑化面積** 樹木、多年草等を植栽した植栽基盤の面積。ただし、植栽基盤からはみ出た樹冠の部分や樹木と一体をなす池の面積を含めることができる。壁面の場合は、植物で覆われた壁面の面積、もしくは補助資材の面積。補助資材のない場合は、壁面脇の植栽柵等から高さ 1 メートルとして算出することができる。なお、可動式植栽基盤（プランター等）の容量は 100 リットル以上のものを算出対象とする。

## (2) 接道部緑化の長さの算出

接道部緑化の長さは、次の各号に掲げる項目ごとにそれぞれ算出した長さを合算したものとす。ただし、重複部分の長さは差し引く。

ア 樹木を主体とする緑地帯 縁石等で区画された植栽基盤の道路に面した長さとする。ただし、高木等の樹冠が基盤をはみ出るときはその長さを含めることができる。

イ 生け垣 道路に面した生け垣の長さとする。

ウ 単独木 樹木の樹冠の直径もしくは、高木 1 本当たり 2 メートルとする。植栽時の樹高が 3 メートルを超えるものについては、その高さの 7 割を接道部の長さとして算出することができる。

エ 既存樹木については、ア、イ、ウにより算出した長さを緑化の長さとして算出することができる。ただし、高さが 5 メートル以上の高木については、その高さを接道部の長さとして算出することができる。

オ 樹木を主体とするベランダ緑化 道路に面した緑化部分（道路境界から 5 メートル程度で道路側から容易に視認できる部分で地上からの高さが 10 メートル以下）の長さ。

カ ツル植物を主体とする壁面緑化 道路に面した緑化部分（道路境界から 5 メートル程度で道路側から容易に視認できる部分で地上からの高さが 10 メートル以下）の長さ。

（緑化計画上の留意点）

第4条 緑化を計画するにあたっては、次に掲げる事項に留意する。

### (1) 地上部の緑化

ア 既存の樹木は、可能な限り生かす。

イ 植栽基盤は固定式に限る。

ウ 植栽基盤の幅は、敷地面積が 1,000 平方メートル以上の場合は 0.5 メートル以上、1,000 平方メートル未満の場合は 0.3 メートル以上を確保する。

エ 縁石等の高さは極力低くし、できる限り 0.4 メートルを超えないようにする。

オ 樹木の植栽標準本数は、10平方メートル当たり、高木1本、中木2本、低木（1本の樹冠が60センチ以上のもの）3本以上の割合で植栽する。また、低木部分の植栽密度は1平方メートル当たり樹冠が30センチ以上で9本以上、40センチ以上で6本以上、50センチ以上で4本以上とする。

カ 生け垣は中高木を用い、樹冠が重なるよう植栽する。

## (2) 建築物上の緑化

ア 建築物の利用者への緑化による快適性の向上や緑化によるビルの省エネ効果等を最大限に発揮できるよう配慮する。

イ ベランダ、屋上等は、給排水、風対策に配慮する。

ウ 壁面は、給排水、風対策等に配慮し、必要に応じて建築物の外壁に補助資材を使用し、ツル植物が成長時に壁面全体を覆うよう植栽する。

エ ツル植物は、植栽基盤幅0.3メートル以上、植栽間隔0.3メートル程度により植栽する。ただし、敷地の形状等により支障がある場合を除く。

## (3) 接道部の緑化

ア 接道部は、塀、ネットフェンス等を極力避け、生け垣等で代替し、建築壁面等までの距離、建築物の用途、地域景観に貢献するよう勘案し、極力、量感のある緑化とする。

イ 接道部にフェンス等を設ける必要がある場合には、フェンス等の前面（道路側）に植栽する。ただし、高低差があるなど敷地の形状上困難な場合は、フェンスの種類や高さ、植栽する樹木の高さなどを工夫する。

ウ 道路境界からセットバックして緑化する場合は、樹木が道路から直接見通せること。

エ ベランダ緑化を接道緑化と見なす場合は、植栽基盤は固定式とし、植物は樹木を主体として道路から見えていること。

オ 壁面緑化を接道緑化と見なす場合は、将来的には地上から1.5メートル以上の高さまで緑化されること。

## (4) その他

ア 樹木を中心に、実のなる木や草花、水辺の配置、昆虫や鳥などの生物多様性への配慮など多彩な緑化を図る。

イ 雨水・循環水の活用、落葉のたい肥化などによる省エネ・省資源型の緑化に努める。

(その他)

第5条 この指針の運用について必要な事項は、別途定めるものとする。なお、この指針に記載のない内容については東京都環境局発行の緑化計画の手引を準用することができる。